

令和4年4月からの

五島市独自の不妊治療助成金について

令和4年4月より不妊治療に公的医療保険が適用されることとなりましたが、治療の内容によっては自己負担が増加する場合があります。

五島市では、不妊に悩むご夫婦が治療を受けた際の経済的負担を軽減するため、生殖補助医療(特定不妊治療)及び一般不妊治療に対する助成を行います。



生殖補助医療助成事業 (体外受精及び顕微授精・男性不妊治療)

※令和4年4月より特定不妊治療の名称が生殖補助医療に変更となりました。

助成を受けるための要件

- ①夫婦ともに五島市に住所登録があること
- ②夫婦ともに市税の滞納がないこと
- ③令和4年4月1日以降の治療であること

手続きの流れ

- ①特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の開始
- ②高額療養費の助成申請を行う
- ③高額療養費の適用後、五島市こども未来課へ助成申請を行う
- ④五島市の助成交付決定
- ⑥交付決定日から30日以内に指定口座へ助成金が振り込まれます。

※②は該当する方のみ

助成の主な内容

- 治療費負担額(※1)及び交通費及び宿泊費(※2)の合計額
- 1回(※3)につき25万円を限度とします。
- 1子につき6回を限度とします。

(※1) 保険適用後高額療養制度に該当する場合は、高額療養費の助成額を控除した額となります。

(※2) 令和4年4月治療開始分から適用となります。

●交通費

通院に利用した船賃または航空運賃(国境離島新法適用額)

●宿泊費

通院の際の宿泊費用から食費を控除した額(1泊5,000円上限)

(※3) 1回の治療とは採卵準備のための投薬開始から体外受精若しくは顕微授精を行うまでの治療又は以前に行った生殖補助医療により作られた受精卵による凍結胚移植を1回行う治療

一般不妊治療通院交通費助成事業 (タイミング法及び人工受精)

助成を受けるための要件

- ①夫婦ともに五島市に住所登録があること
- ②医師診断の一般不妊治療を受けていること
- ③夫婦ともに市税の滞納がないこと
- ④令和4年4月1日以降の治療であること

手続きの流れ

- ①一般不妊治療(タイミング法・人工授精)
- ②五島市こども未来課へ助成申請を行う
- ③交付決定
- ④交付決定日から30日以内に指定口座へ助成金が振り込まれます。

助成の主な内容

- 1回(※1)の治療にかかる交通費及び宿泊費(※2)
- 助成回数：1子につき6回

(※1) 1回の治療とは初診から医師の判断により治療を1回終了するまでに行った医療

(※2) ●交通費

通院に利用した船賃または航空運賃(国境離島新法適用額)

●宿泊費

通院の際の宿泊費用から食費を控除した額(1泊5,000円上限)

詳しくは五島市公式ホームページを御覧ください。

五島市 不妊治療



問い合わせ先

〒853-0064 五島市三尾野1丁目7-1
五島市役所 こども未来課 こども健康班
☎0959-74-5831

